

子どもの豊かな育ちを支えるためのアピール

本年6月、「こども基本法」が成立し、子どもを権利の主体とするとともに、こどもまんなか社会をめざすことが明確に位置づけられ、令和5年4月には「こども家庭庁」が設置されます。また、本年6月には、改正児童福祉法が成立し、保育所・認定こども園等が地域の子ども・子育て家庭にとって身近な相談先としてその役割を果たすことが期待されるなど、保育を取り巻く環境が変化するなか、保育所・認定こども園等や保育士・保育教諭等が持つ専門性に対してこれまで以上に期待が高まっています。

私たちは、すべての子どもの命を守り、豊かな育ちを支えるために、保育の専門職組織の一員として、自らの人間性と専門性の向上に努めています。

コロナ禍においては、感染対策を行いながら、子どもの豊かな育ちを保障するとともに、エッセンシャルワーカーを支えることで社会機能の維持に資するなど、その役割や機能を存分に発揮してきました。

子どもや保護者に日々寄り添う保育士・保育教諭等には、今後、「地域共生社会」やSDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、他の専門機関とも連携した支援が求められます。そして、子どもの数が減少し、人口減少社会が本格化するなど、社会環境が大きく変化するとともに、子ども虐待や貧困等の問題が深刻化するなかでその役割はますます重要になります。

さらに、大規模災害での被災等、困難な状況下にある子どもや保育士等を支援する取り組みの継続も必要です。

これらのことをふまえ、私たちは、全国保育士会倫理綱領のもと、次のことに取り組みます。

- 一 私たちは、子ども主体の保育をとおして子どもの命を育み、学ぶ意欲を育てるとともに、保護者や地域の子育てを支えます。
- 一 私たちは、常に子どもの視点に立って、自らの保育について振り返り、より質の高い保育の実現に取り組むとともに、研修や実践研究等の自己研鑽をとおして、専門性の向上に努めます。

- 一 私たちは、子ども虐待や子どもの貧困等の社会問題に専門性を活かして対応し、関係機関との連携をとおして、一人ひとりの子どもの最善の利益の保障のために取り組みます。また、私たち自身が、「子どもを尊重する」ことや、「子どもの人権擁護」についてさらに意識を高めます。
- 一 私たちは、多職種との連携のもと、一人ひとりの子どもを尊重し、個別性に配慮した保育を展開していきます。
- 一 私たちは、大規模自然災害の発生等の状況下においても子どもの育ちを守る保育士会会員に寄り添い、継続的に支援を実施していきます。

令和4年11月24日
第55回全国保育士会研究大会（奈良大会）